

数 字 で 見 る

裁 判 員 制 度

札幌地方裁判所で選任された
裁判員及び補充裁判員の総数

裁判員 1521人

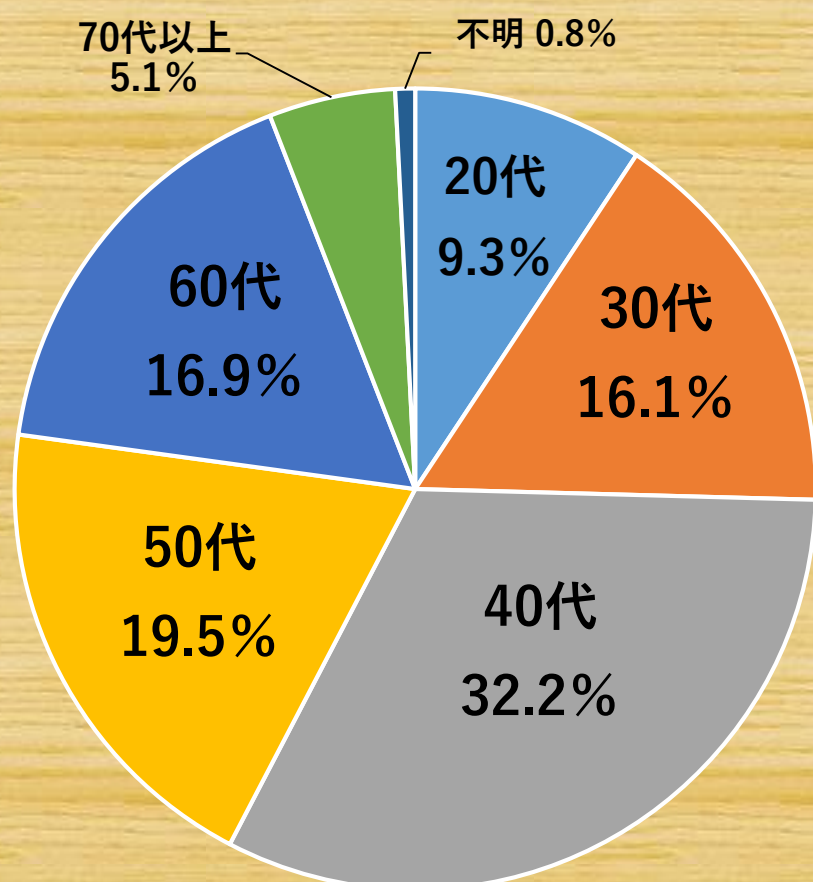
補充裁判員 525人

※制度施行（平成21年5月）から平成30年12月末までの概数

札幌地方裁判所で
裁判員として選任
された方の年代

※集計期間・平成30年1月～平成30年12月

裁判員や補充裁判員は、20歳
以上で選挙権のある人の中から
選ばれます。



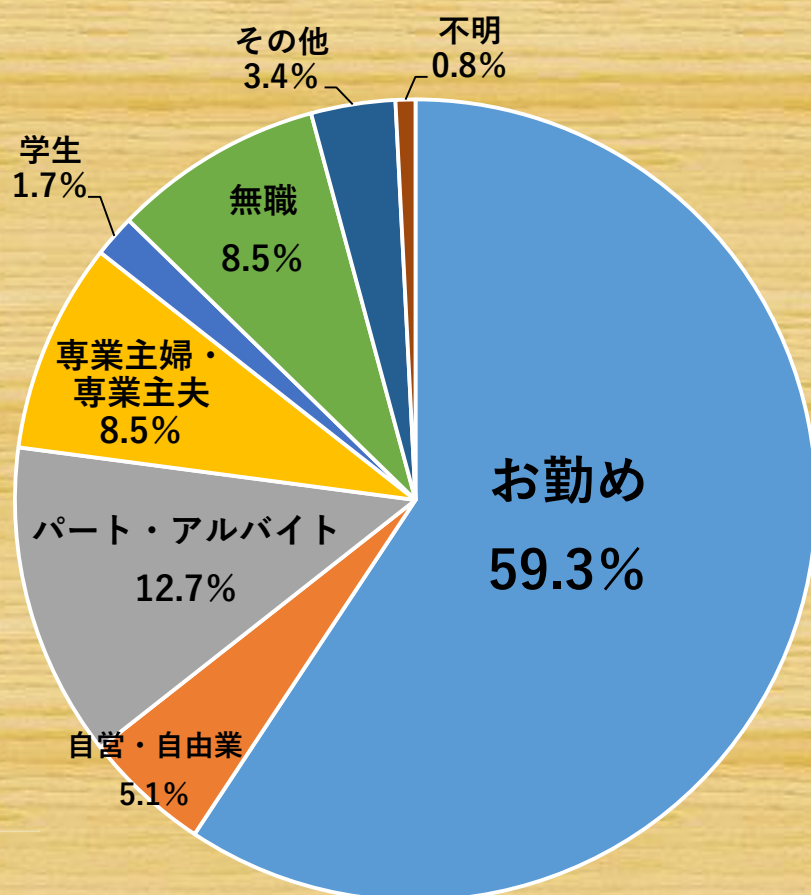
数字で見える

裁判員制度

札幌地方裁判所で 裁判員として選任 された方の職業

※集計期間・平成30年1月～平成30年12月

裁判所ナビゲーター
さいたん



札幌地方裁判所で 行われた裁判員裁判 において、審理 のためにお越し いただいた日数

※平成30年1月～平成30年12月までの
間に判決がされた事件における平均値です。

平均 5.8 日

※裁判員及び補充裁判員の皆様には、
平均でおおよそ6日間、審理のため
にお越しいただいたことになります。

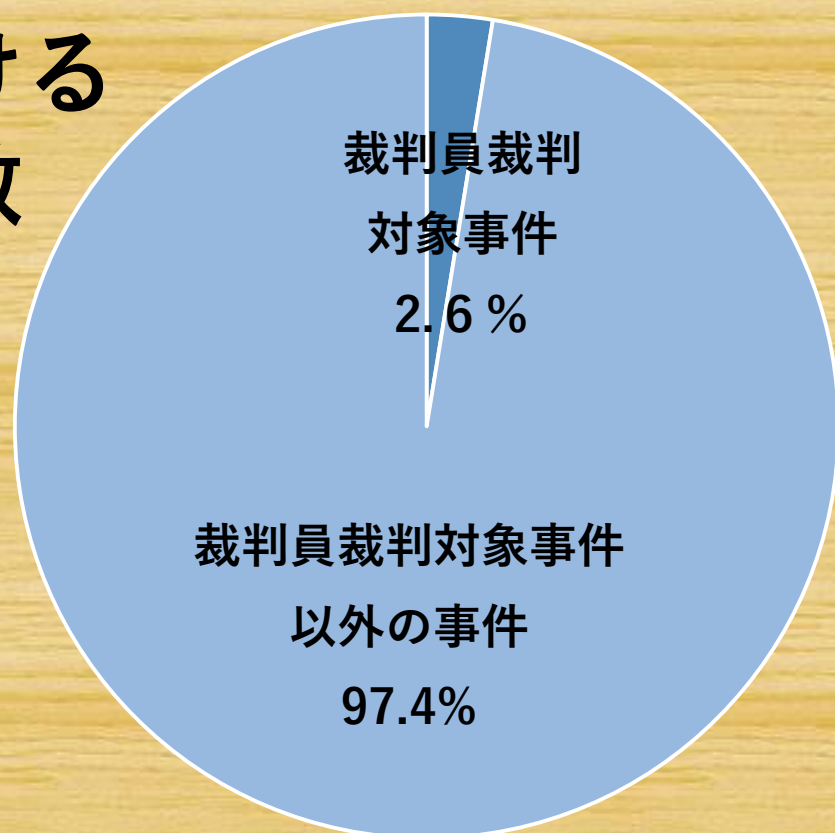
※上記の日数には、選任手続のため
にお越しいただいた日数は含まれて
いません。

数字で見る

裁判員制度

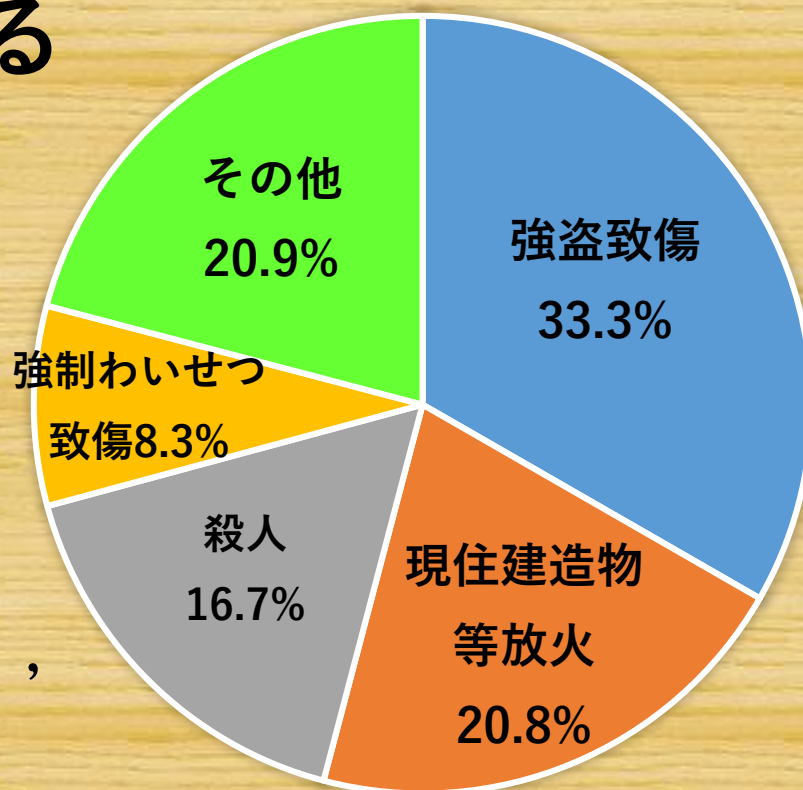
札幌地方裁判所における 裁判員裁判対象事件数

平成30年1月1日から同年12月31日までの裁判員裁判対象事件の被告人として起訴された人数は、36人となっています。その数は、同年における刑事通常第一審事件の被告人として起訴された全体の人数（1395人）の2.6%を占めています。



札幌地方裁判所における 裁判員裁判対象事件 罪名別判決人員

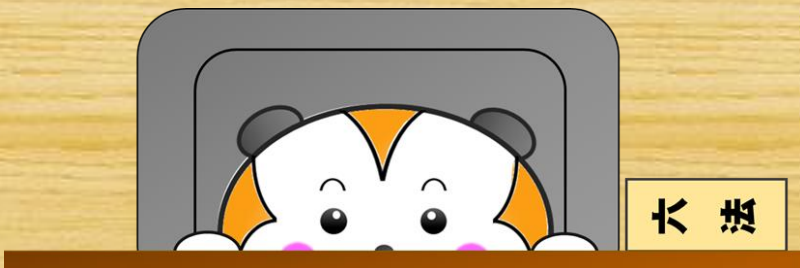
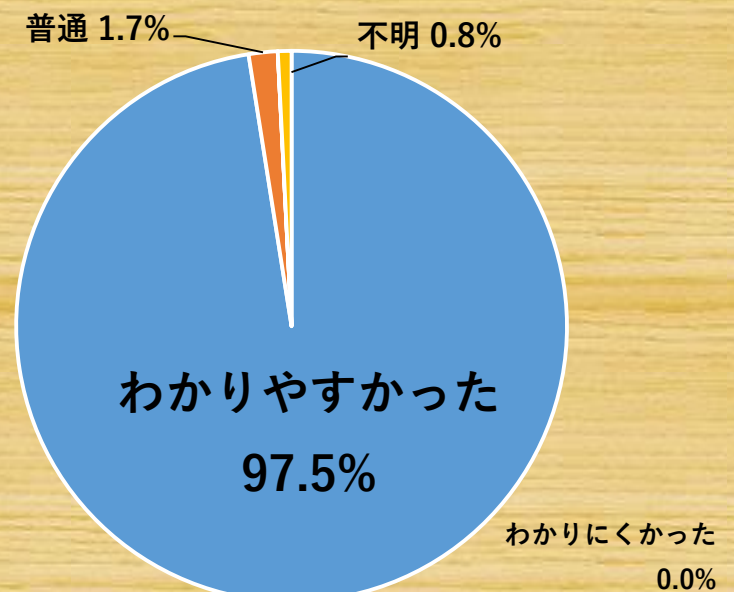
平成30年に行われた裁判員裁判で判決がされた被告人の人数は24人となっています。その内訳をみると、強盗致傷事件8人（33.3%）、現住建造物等放火事件5人（20.8%）、殺人事件4人（16.7%）の順になっています。



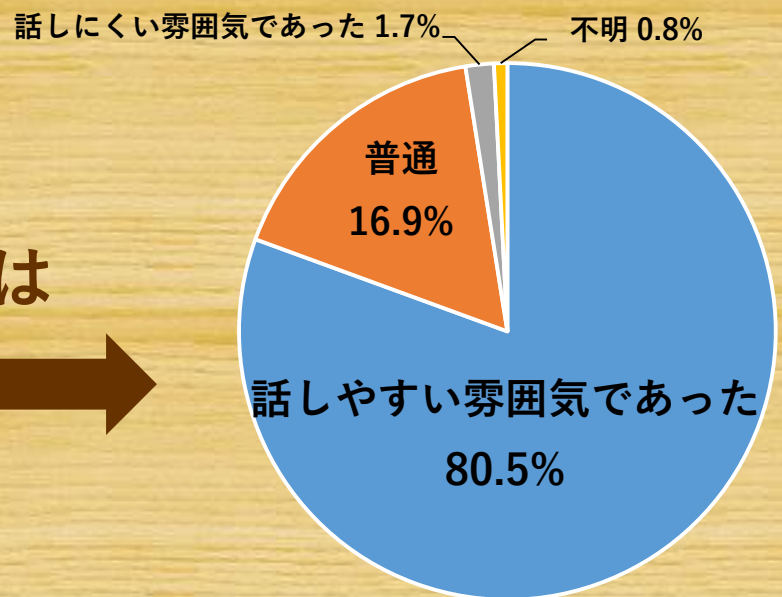
裁判員経験者の声

以下の結果は、札幌地裁で裁判員を経験された方に対するアンケート（集計期間・平成30年1月から同年12月まで）に基づくものです。

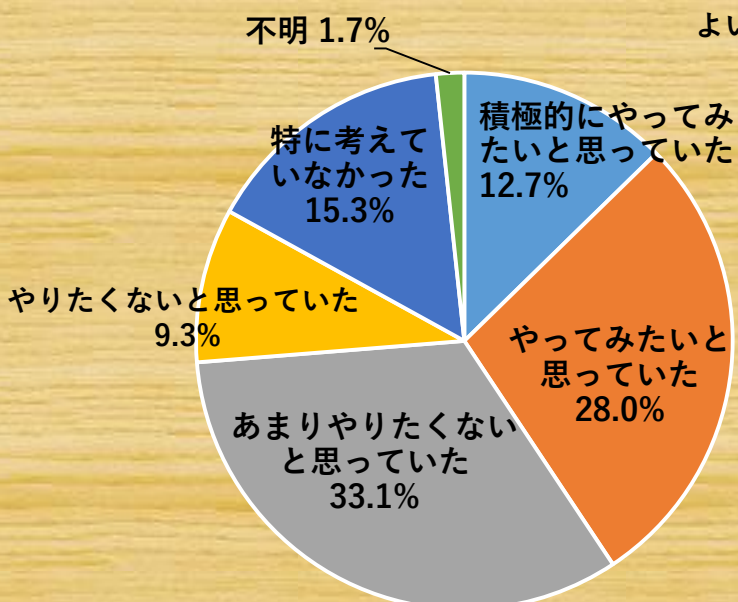
Q 裁判官の説明のわかりやすさはどうでしたか？



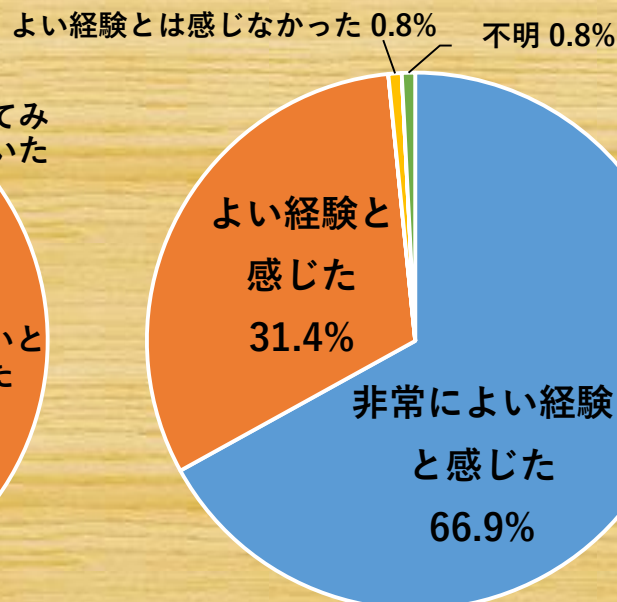
Q 評議における話しやすさはどうでしたか？



Q 裁判員に選ばれる前の気持ち



Q 裁判員として裁判に参加した感想



裁判員に選ばれる前は、「積極的にやってみよう」または「やってみよう」と思っていた方が合計40.7%でしたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計98.3%の方が「非常によい経験と感じた」または「よい経験と感じた」と回答されており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます。

裁判員経験者の声

札幌地方裁判所で実施した「裁判員経験者の意見交換会」において発せられた、裁判員や補充裁判員を実際に経験された方々の声を紹介します。

私の場合は6日間ありましたので、6日間、そのことだけに集中するっていうのは本当に疲れます。家に帰ったらもうぐったりして、足取り重く帰っていた記憶もありますけど、
でも、本当に貴重な経験をさせていただいたので、感謝しています。

私は補充裁判員として参加させていただいたのですが、裁判員裁判そのものが、**市民目線で見極め、判断をする**という意味で、今回参加させていただいて、自分の経験にもなったし、これから色々なことを考えていく上でも良い経験だったと思っています。

私は、自分が人を裁いていいのかという気持ちになり、**辞退しようか**と思いました。でも、**最後に思ったのは、やってみて良かった**なと。貴重な経験ができたなというふうに思っています。

たくさんの方から「やってみて良かった」という声をいただいています！



裁判員経験者の声

意見交換会の議事概要は、札幌地方裁判所のホームページでも見ることができます。

これから裁判員に選ばれた方は、仕事など色々な面で大変だと思います。しかし、多少無理をしてでも参加していただきたいです。マイナスになることは絶対にありません。絶対プラスになると思っていますので、ぜひ参加して下さいと言いたいです。

裁判とか法律についての理解が深まった数日間でした。その後は、ニュースを見ても、捉え方や感じ方も変わりますので、ぜひやってみたら良いと思います。

私は今60代ですがけれども、30代か40代のときに、こういう経験ができれば、すごく仕事に対しても幅が広がったんじゃないのかなと思っています。こういう経験があれば、考え方の幅が広がっていくと思うので、どんどん若い人にやっていただきたいと思っています。

選ばれたときは…
あなたも、裁判員裁判への参加をお願いします！



裁判員制度においては、参加される
皆さんの負担を軽減できるように、
次のような工夫をしています！



裁判所では、裁判員の方の不安や精神的負担をできる限り軽減するよう努めていますが、もし、不安に思われたり、精神的な負担を感じられるようなことがあれば、ささいなことでも、どうぞ遠慮なく裁判官や裁判所の職員にご相談ください。

公判審理が長期間に及ぶ事件などでは、ある程度余裕を持って審理スケジュールを組むなど、できるだけ負担を軽減するよう努めています。

遺体写真等の刺激の強い証拠については、真に必要不可欠な場合のみ証拠として採用することとし、採用する場合でもイラストにするなどの工夫をしています。

裁判所では、メンタルヘルスの専門知識を有する民間業者に委託して「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を設置しています。電話やインターネットによる相談を、裁判員に選ばれた日から無期限で、365日、24時間受け付けており、電話料・相談料無料で利用していただけるほか、対面カウンセリングを受けられる体制も整備しています。

裁判員候補者名簿に記載された方のために、毎年「裁判員候補者専用コールセンター」が設置されます。

コールセンターが開設されていない期間中は各地方裁判所が窓口となって、皆様の疑問やお問合せにお答えしています。

裁判員等選任手続の流れ



前年の秋頃

名簿の作成

地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

前年の11月ころ

候補者への通知 調査票の送付

裁判員候補者名簿に登録されたことを通知します（※注）。この通知を送る際、調査票を同封します。調査票の回答から、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に来ていただくことはありません。

※注 この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。

事件ごとに名簿の中から くじで選定

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、裁判所がくじで裁判員候補者を選びます（※注）。くじで選ばれる人数は、事件ごとに異なります。

※注 この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。

原則、6週間前まで（通常より長い事件の場合、8週間程度前まで）

選任手続期日のお知らせ・ 質問票の送付

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせを送付し、その際、質問票を同封します。選任手続期日のお知らせには、裁判所に来ていただく日程が記載されています。質問票の回答から、辞退が認められる場合には、裁判所へ来ていただく必要はありません。

当日

選任手続

選任手続期日のお知らせを受け取った裁判員候補者には、選任手続の当日、裁判所へ来ていただくことになります。裁判長は、候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。この手続は、候補者のプライバシーを保護するため、非公開となっています。

6人の裁判員を 選任

最終的にその事件の裁判員6人（必要な場合には補充裁判員も選任）をくじで選びます。裁判員や補充裁判員に選ばなかった方は、ここですべての手続が終了になります。